

行政書士業務委託契約書

を甲とし、行政書士フェイス総合法務事務所を乙として、甲乙は以下のとおり行政書士業務に関する委託契約を締結した。

(契約の成立)

第1条 甲は乙に対し、融資申請代理業務に関する行政書士業務を委託し、乙は受託した。

(期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結後1年間とする。ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれかが特段の意思表示を行わない限り同一条件で1年間更新される。

(報酬額)

第3条

- 1 甲は乙に対し、成功報酬金として融資実行額が2000万円超の場合は実行額の2.5%相当額（消費税別）、融資実行額が1000万円超で2000万円以下の場合は3.5%相当額（消費税別）、融資実行額が1000万円以下の場合は実行額の4.5%相当額（消費税別）を支払うものとし、融資の実行がなされなかった場合には成功報酬金を徴取しないものとし、本契約を終了する。なお、融資が複数の金融機関に渡る場合、成功報酬額の計算は、金融機関ごとに行うものとする。
なお、融資の種類によっては乙への成功報酬金の他に、各金融機関に対して、事務手数料、信用保証料（事務手数料、信用保証料等という）の支払いが別途必要な場合があります。
- 2 前項に規定する他、融資申請代理業務以外の行政書士業務については別途、乙の報酬規定に基づく行政書士報酬を支払う。
- 3 甲の都合によって委託業務の処理に着手した後に解除したことに起因して乙に損害が生じた場合、甲はその損害を賠償する。

(資料の提供・秘密の保持)

第4条

- 1 委託業務の処理に必要な書類、帳簿およびその他の資料は、甲の責任と負担において乙に提供するものとする。
- 2 これらの資料の不備に起因する事務処理上の瑕疵については、乙はその責任を負わない。
- 3 乙は甲より資料の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもってこれを保管する。
- 4 乙は業務上知り得た事項について、甲の秘密を守る義務を負う。

(費用)

第5条 委託事務を処理するために必要な交通費・駐車料については、特段の事情がない限り乙の負担とする。

(解除)

第6条 当事者の一方がこの契約に違反したときは、相手方は期間の定めにかかわらず、この契約を解除することができる。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名、または記名捺印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台86-1アンジュの丘横浜常盤台6F

氏名 行政書士フェイス総合法務事務所

行政書士 田邊 圭一